3　権限の委任に係る規定の新設

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律に規定する財務大臣の権限は、同法第三十八条に規定するものを除き、国税庁長官に委任する。（第十七条関係）

4　都道府県が処理する事務に係る規定の整備

都道府県が処理する事務のうち「米穀の出荷又は販売の事業を行う者の遵守事項」に関連して地域出荷販売事業者に関する勧告及び命令並びに主要食糧出荷等事業者に対する報告の徴収及び立入検査に関する事務について、「米穀の用途別の管理の方法に関するもの」に限る。（第十八条第一項関係）

5　施行期日等

⑴　この政令は、改正法の施行の日（令和九年四月一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。

◇雇用保険法施行令の一部を改正する政令（政令第三百十八号）（厚生労働省）

1　熊本県が設置する職業能力開発校等の施設及び設備であって令和八年熊本地震により著しい被害を受けたものの災害復旧に要する経費に関する補助金については、令和八年度において、その補助率を二分の一から三分の二に引き上げる。（附則第八条関係）

2　この政令は、公布の日から施行する。（附則関係）

◇栄養士法施行令等の一部を改正する政令（政令第三百十九号）（厚生労働省）

第１　栄養士法施行令の一部改正

1　管理栄養士の免許の申請を情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「情報通信技術活用法」という。）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第一条第二項関係）

2　管理栄養士の免許の申請を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行ったときは、当該管理栄養士の管理栄養士免許証の交付は都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第一条第三項関係）

第２　保健師助産師看護師法施行令の一部改正

1　准看護師による准看護師籍の登録事項の訂正又は登録の抹消の申請を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うときは、当該准看護師の就業地の都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第三条第五項、第四条第三項関係）

2　准看護師が死亡し、又は失踪の宣告を受け、戸籍法による死亡又は失踪の届出義務者が、当該准看護師の准看護師籍の登録の抹消の申請を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うときは、当該准看護師の就業地の都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第五条第二項関係）

3　その他所要の改正を行う。

第３　薬剤師法施行令の一部改正

1　薬剤師の免許の申請を情報通信技術活用法第六条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して行うときは、都道府県知事を経由することを要しないこととする。（第三条関係）

2　その他所要の改正を行う。

第４　施行期日

この政令は、令和八年十月一日から施行する。（附則関係）

◇健康保険法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第三百二十号）（厚生労働省）

健康保険法等の一部を改正する法律（令和八年法律第三十一号）附則第一条第四号に掲げる規定の施行期日は、令和九年三月一日とする。

政　令

内閣官房組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百一号

内閣官房組織令の一部を改正する政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和七年法律第四十三号）の施行に伴い、この政令を制定する。

内閣官房組織令（昭和三十二年政令第二百十九号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中第六号を削り、第七号を第六号とする。

附　則

この政令は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗

内閣府本府組織令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和八年九月三十日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第三百二号

内閣府本府組織令の一部を改正する政令

内閣は、内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第十七条第九項の規定に基づき、この政令を制定する。

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号ヘ中「第三号(8)」を「第三号(9)」に改め、同号カ中「第三号(30)」を「第三号(31)」に改め、同号ヨ中「第三号(31)」を「第三号(32)」に、「同号(31)」を「同号(32)」に改め、同条第三号中(41)を(42)に改め、(31)から(40)までを(32)から(41)までとし、同号(30)中「(29)」を「(30)」に改め、同号(30)を同号(31)とし、同号(29)を(30)とし、(24)から(28)までを(25)から(29)までとし、同号(23)中「(7)から(22)まで」を「(8)から(23)まで」に改め、同号(23)を同号(24)とし、同号中(22)を(23)とし、(5)から(21)までを(6)から(22)までとし、(4)の次に次のように加える。

(5)　国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）第十八条第一項に規定する副首都の指定に関すること。

附則第四条第一項中「同条第三号(7)及び(23)」を「同条第三号(8)及び(24)」に、「(22)」を「(23)」に改める。

附　則

この政令は、国家社会機能継続性確保施策及び副首都の整備に係る施策の推進に関する法律（令和八年法律第七十八号）の施行の日から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
